広尾町中小企業退職金共済制度奨励要綱

昭和５３年４月１日

改正　令和３年５月１４日要綱第５号

改正　令和３年１２月２１日要綱第１３号

（目的）

第１条　この要綱は、中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金共済制度の加入を奨励し、中小企業に就業する従業員の福祉の増進を図るため、補助金の交付を行うことを目的とする。

（補助金の対象）

第２条　広尾町に居住し又は、広尾町に本店事務所を有する、町税を完納している（ただし、法人にあっては、役員個人の町税を完納している。）もので、中小企業共済制度又は、北海道中小企業従業員退職金共済制度（以下「退職金共済制度」という。）に加入し、当該制度においてそれぞれの掛金を納入した事業主とする。ただし、主たる業種が次の各号の一つに該当するとき又は町長が不適当と認めるものであるときは、補助金の交付対象外とする。

(1)　農業

(2)　漁業

(3)　林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）

(4)　金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

(5)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業及び同条第４項に定める風俗関連営業の業種

（補助金の交付）

第３条　補助金の交付は、毎年１月から１２月までに支払った掛金から国助成額等を差し引いた額に対して次のとおりとする。

(1)　退職金共済契約を締結した月から１２箇月間については、払った掛金の４分の１以内とする。

(2)　前号以外のものについては、対象の掛金の１２分の１以内とする。

（補助金の交付申請）

第４条　この要綱により補助金の交付を受けようとする事業主は、毎年１月３１日までに当該年分の申請書（別記第１号様式）に次の書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1)　中小企業（北海道中小企業従業員）退職金共済制度掛金納入状況報告書（別記第２号様式）

（補助金の交付決定）

第５条　町長は、前条の申請を受理し審査の結果適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、交付の指令をするものとする。この場合、町長は補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、その必要な条件を附することができる。

（補助金の取消し及び返還）

第６条　町長は、補助金の交付の指令を受け、又は補助金の交付を受けた事業主が次の各号の一つに該当するときは、補助金の交付指令の取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)　この要綱に違反したとき

(2)　補助金の交付条件に違反したとき

(3)　その他補助金の交付に適当でない行為があったとき

附　則

この要綱は、昭和５３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年要綱第５号）

（施工期日）

１　この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日以降の補助金から適用する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の広尾町中小企業退職金共済制度奨励要綱による令和３年の補助金は、第３条第１項の規定にかかわらず、令和３年４月から１２月までに支払った掛金から国補助額を差し引いた額に対して交付する。

附　則（令和３年要綱第１３号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日以降の補助金から適用する。